

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を記載いたします。

No.	ご質問	回答
1	研究代表者本人が設立したばかり（公募締切前に設立）のベンチャーへの技術移転は、起業のみを対象としたテーマに応募できますか？	研究代表者が既に設立したベンチャーへの技術移転は、「起業」ではなく、「技術移転」になりますので、起業のみが対象のテーマには応募できません。技術移転対象テーマには応募可能です。その場合は、申請様式 1「12. 利益相反マネジメントにかかる申告」で研究担当者と技術移転先企業との関係を申告してください。
2	過去に採択された課題を参照することはできますか？	JST の HP に掲載しています。 https://www.jst.go.jp/start/sbir/project2021.html
3	9 つのテーマに直接的に該当しない内容での申請は可能ですか？	研究開発テーマと申請内容の関連性は重要な審査の観点となります。この点を踏まえた上で、必ず 1 つ研究開発テーマを選択してください。
4	9 つのテーマの複数を跨ぐような研究の場合、いずれか 1 テーマに限定する必要がありますか？	申請内容と最も合致するテーマ 1 つに限定してください。
5	研究開発参加者が起業している場合、その会社に技術移転をすることは可能ですか？それとも、その研究開発参加者はアカデミア側ではなく、技術移転先の所属として参加登録することになるのですか？	既に起業されている企業が中小企業の要件を満たしていれば、その企業に技術移転することは可能です。参加についてはアカデミアからでも技術移転先企業からでも、もしくは、両方でも構いません。
6	採択された課題のすべてが必ずしもフェーズ 2 に進むものではないということですか？また、フェーズ 1 実施の結果、ベンチャー設立に至らないという結果になった場合、罰則（予算の返還等）等がありますか？	フェーズ 2 へ進むためには、フェーズ 1 採択者がフェーズ 2 の事業に応募し、採択される必要があります。また、フェーズ 1 の実施後、ベンチャー設立に至らなくても罰則等はありません。

7	<p>提案書の記載事項のうち、「9. (1-1) 研究開発の目標」について、現状の技術水準の記載が求められていますが、これは、申請者のシーズの技術水準についてですか？それとも既存技術の水準についてですか？</p>	<p>申請者のシーズの技術水準について記載してください。既存技術の水準に比べて優れている点などを記載していただいても構いません。</p>
8	<p>一般企業が実用新案登録した案件について産学協同開発等を計画していますが、フェーズ1への申請を、大学または、地方独立行政法人が行うことができますか？</p>	<p>一般企業のシーズで申請することはできません。公募要領「第6章 Q&A」Q13 (p.101) を参考にしてください。</p>
9	<p>既に特許を出願済みでないと、応募できませんか？</p>	<p>特許を保有していることは必須ではありません。公募要領「第6章 Q&A」Q11 (p.101) を参考にしてください。</p>
10	<p>外国人でも参画可能ですか？</p>	<p>海外機関に所属する研究者は研究代表者として申請できませんが、日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず研究代表者として申請可能です。</p>
11	<p>英語の申込フォームはありますか？</p>	<p>英語版の申請書は用意しておらず日本語のみとなっております。</p>
12	<p>申請者自身がベンチャーを立ち上げるもの以外にも中小企業（参画を予定）への技術移転を見据えた技術開発についても問題ありませんでしょうか？</p>	<p>研究開発テーマにより異なります。研究開発テーマ（5）～（9）については、中小企業への技術移転を目指した提案も可能です。詳細は公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」（p.16～）を参照してください。</p> <p>https://www.jst.go.jp/start/file/call/2022youkou_sbir-one.pdf</p>
13	<p>民間企業については JST からの資金配分対象としないとのことでしたが、参画企業に、研究業務に該当しない製造等の委託を依頼することは可能ですか？</p>	<p>研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められます。また、参画企業から調達する場合、原則として競争原理を導入した調達や利益排除を行ってください。外注に関しては、公募要領 p.48 や p.103 の Q26 を参考にしてください。</p> <p>https://www.jst.go.jp/start/file/call/2022youkou_sbir-one.pdf</p>

14	「自ら起業する」とは研究代表者が CEO になることが必須要件ですか？ CTO では NG ですか？	CEO になることが必須ではありません。CTO でも問題ありません。また、大学の規程等により、経営に参画できない場合もありますが、その場合でも問題ありません。
15	研究代表者が取締役などになり経営をする必要がありますか？それとも研究代表者は技術シーズの提供をするのみで経営をせず、第三者や研究室の学生が取締役となって経営をしているものですか？ また、研究代表者が取締役などになり経営をする必要がある場合、研究代表者は代表取締役を務める必要はありますか？。例えば、代表取締役を学生が務めるといったことは認められますか？	研究代表者の技術シーズを元に起業する場合、研究代表者の方が経営に関わることは必須の要件とはしていません。第三者や研究室の学生が代表取締役として経営をしても問題ありません。
16	学生が研究代表者として応募することは可能ですか？日本学術振興会の特別研究員の役職は保持しています。	学生は研究代表者として応募はできません。ただし、研究機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。
17	特任教授は応募資格がありますか？	委託研究契約に基づき、本事業を実施いただける方でしたら役職に制限はありません。応募資格についてはご所属機関にご確認してください。
18	利益相反に関して、研究代表者ではなく、研究開発参加者の 1 人が大学所属でもあり、且つ技術移転先企業の所属でもある場合は利益相反に該当となるのでしょうか？	利益相反マネジメントにかかる申告は研究代表者（及び、主たる共同研究開発者）が実施します。そのため、研究開発参加者の場合、利益相反マネジメントの申告は不要です。但し、技術移転先企業が JST から出資を受けている場合は申告してください。
19	主たる共同研究開発者の所属機関からの参加者を記載する項目はあるのでしょうか。それとも共同研究先は代表者のみを記載するのでしょうか。	申請様式 1「10.活動の推進体制（3）研究開発参加者」の欄へ研究代表者の所属機関以外からの参加者についても記載してください。

20	<p>申請様式 1「9. 事業化に向けた活動計画」 「(1-2) ビジネス面の目標」の記載内容について、「本事業の中で達成する水準」の前提として、「起業に必要な水準」を記載する必要がありますが価格設定や資金調達、収益性の確認など、一般的な内容の記載で問題ないですか？</p>	<p>資金調達、収益性、顧客ヒアリング等技術面以外で起業に向けて必要な事項について記載してください。一般的な内容の記載で構いませんが、目指す事業によって水準は異なると想定しています。本項目ではその水準に対して現状はどの位置にいるのか、本研究開発によってどこまで達成できるのかといった点について確認します。</p>
21	<p>研究倫理教育に関するプログラムの受講について、「所属機関におけるプログラムを修了している場合」とありますが、所属機関での倫理教育であれば内容・コース等に指定はないですか？</p>	<p>所属機関で実施している研究倫理教育に関するプログラムであれば、「修了済み」と申告していただいて問題ありません。</p>